

平成25年2月

平成24年度
「高等専修学校における教育支援に関する
実態調査」
「高等専修学校の学校評価及び情報公開の
啓発に関するアンケート調査」
報告書

全国高等専修学校協会
制度改善研究委員会

目 次

平成 24 年度

「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」

「高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケート調査」

報告書

まえがき	1
第 1 章 高等専修学校における教育支援に関する実態調査	
1. 調査概要	2
2. 集計結果まとめ	3
I. 不登校生徒	3
II. 経済的困窮者・家庭環境	5
III. 発達障がい等のある生徒	6
<参考：各資料の概要抜粋>	
○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について	9
○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果	10
○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について	10
○調査票	11
第 2 章 高等専修学校の学校評価等及び情報公開の啓発に関するアンケート調査	
1. 調査概要	15
2. 集計結果まとめ	16
I. 自己評価	16
II. 学校関係者評価	18
III. 第三者評価	19
IV. 教育活動情報の公開	20
<参考>	
○「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の策定について（通知）（平成 23 年 3 月：文部科学省生涯学習政策局長）	22
○調査票	29
第 3 章 総括	
まとめ	33
<参考資料>平成 24 年度高等専修学校への都道府県の助成状況	35
全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会名簿	36

ま え が き

全国高等専修学校協会
会 長 清水 信一

平成24年度の文部科学省学校基本調査によると、高等専修学校の生徒数は昨年度より約900人増加し、3万9,698人となりました。少子化と公立学校改革の厳しい状況下で、高等専修学校の生徒数は3年連続で増えています。しかし、一概には諸手をあげて喜ぶことは出来ません。何故ならば、生徒数ピーク時である平成元年度の4分の1でしかないからです。

更に、平成15年度からの高等専修学校の悲願であった1条校化の望みは、残念ながら叶わないものとなりました。

このような現状下で、様々な個性の生徒に対して、職業教育、キャリア教育を通して大きな教育効果を上げている高等専修学校が、未来永劫、その存在感を示し、必要としている生徒のためにも輝き続けなければなりません。

そのためには、高等専修学校に対して、今まで以上の社会的認知と財政支援が必要なのです。

今回の「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」、

「高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケート調査」は、正に、社会的認知と財政支援の獲得のための重要な調査でありました。

如何に、日々、公私立の高等学校には出来ない教育を行っているのか、更には、高等学校に馴染めない個性の生徒を、高等専修学校の教育で実社会に送り出しているのか。また、公教育として、少ない財政支援の中で、我々は公的教育機関としてやるべき事（情報公開等）をやるには、何をどう整備すれば良いのか。

高等学校では出来ない教育を行っていることを、自己評価の実施およびその結果の公表を促進することで、高等専修学校の社会的信頼性を確保するとともに、国や地方に対して財政支援等を求めて行く上でも大変重要であります。

この報告書を通して、多くの会員校において、公的教育機関としての情報公開等が推進され、更には各都道府県の専各協会として、各行政に対して、地方交付税の拡充をしっかりと声に出して、高等専修学校への財政支援を求めて欲しいと願っています。

この2つを早期実行することにより、必ずや、高等専修学校が、未来永劫、その存在感を示し、必要としている生徒のためにも輝き続けられると確信しています。

第1章 1. 「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」概要

- ・調査期間：平成24年7月18日～7月27日
- ・調査対象：調査主体である全国高等専修学校協会会員校200校に調査票を郵送。118校から回答（回収率59.0%）

I. 不登校生徒

- 高等専修学校に在籍する生徒のうち、不登校生（中学校時代に不登校を経験した生徒）と高校中退、中学校卒業後に就職・進学をしなかった生徒が全体の約20%を占めている。

在籍生徒数	不登校経験生徒数	高校中退・既卒生徒数
18,626人	3,303人	495人
	17.7%	2.7%

合計 20.4%

II. 経済的困窮者・家庭環境

- 高等専修学校に在籍する生徒の家庭環境は、全体の約24%の世帯が経済的に困窮している状態。また、母子・父子・両親のいない生徒は、全体の約26%を占めている。

在籍生徒数	生活保護世帯	市町村民税所得割非課税世帯	家計急変世帯	母子・父子の一人親の生徒	両親のいない生徒
18,626人	1,867人	2,617人	57人	4,722人	111人
	10.0%	14.1%	0.3%	25.4%	0.6%

合計 24.4%

合計 25.9%

III. 発達障がい等のある生徒

- 高等専修学校に在籍する生徒のうち、発達障がいのある生徒（「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒）、支援・特別措置生徒（発達障がいがあるとの診断書はないが発達障がいではないかと思われ、何らかの支援（教育上の配慮等）を行っている生徒）は、全体の約11%を占めている。

学校全体の生徒数			平成24年度入学者数		
在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
16,717人	1,020人	907人	6,546人	357人	371人
	6.1%	5.4%		5.5%	5.7%

合計 11.5%

合計 11.1%

2. 「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」集計結果まとめ

○調査期間：平成 24 年 7 月 18 日～7 月 27 日

○調査対象：調査主体である全国高等専修学校協会会員校 200 校に調査票を郵送。118 校から回答（回収率 59.0%）、在籍生徒数は 18,626 人（1 校当たりの平均生徒数は 157.8 人）。

I. 不登校生徒

問 1. 在籍生徒数、その不登校生徒数ならびに高校中退・既卒生徒数

全学年			第 1 学年			第 2 学年			第 3 学年		
生徒数	不登校	中退									
18,626	3,303	495	7,666	1,268	173	6,121	1,012	179	4,847	1,033	143
	17.7%	2.7%		16.5%	2.3%		16.5%	2.9%		21.3%	3.0%

<参考：平成 18 年度調査結果（会員校 230 校、回答数 107 校・回収率 46.5%）全学年>

生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
13,645	3,228	394
	23.7%	2.9%

問 2. 主として高等専修学校を担当している教員数・職員数

	専任教員数	兼任教員数	職員数
	1,335	1,291	528
1 人当たりの生徒数	14.0	14.4	35.3

問 3. フリーター等にならないための教育指導として現在の対応

回答校数	スクールカウンセリング	個別個人指導	家庭訪問指導	インターンシップ	e-learning の活用	キャリアカウンセリング	保護者への対応	職業支援	その他
118	46	99	35	43	4	36	65	41	23
	39.0%	83.9%	29.7%	36.4%	3.4%	30.5%	55.1%	34.7%	19.5%

※複数回答可

*保護者への対応の主な具体例

- ・三者面談（担任・生徒・保護者）による進路・職業指導。3 年生は全員、1・2 年生は必要に応じて実施
- ・保護者会におけるキャリアカウンセリング
- ・成績不振、学習態度に問題がある生徒の保護者に電話・面談を行う
- ・年 2 回 1 年次より就職状況及び就職するための基本的な知識・現況の説明会を開催して

いる

- ・職業に対する教育（働かないとご飯が食べられない）等を家庭でも話をしてほしい
- ・インターンシップの開始を連絡し、協力と支援をお願いする。保護者からの確認書を提出してもらう。

*職業支援の主な具体例

- ・会社訪問の支援、応募書類のサポート、ビジネスマナーのロールプレイ実施
- ・学内にあるチャレンジショップでのインターンシップ、学外でのインターンシップ、行事での企画運営等
- ・ヤングハローワークによる就職セミナー、卒業生を招いて道しるべとなるシンポジウムを実施

*その他の主な具体例

- ・講演会・進路説明会・進学説明会・「進路の手引き」冊子・レディネステスト・職業適性検査
- ・校外実習を中心に職場になりうる企業との関係を密にするよう努めている
- ・臨床心理士による面談
- ・働くこと、生きることについて、どんな仕事があるのか、生き方があるのか、専門科目の中で学習

問 3-2. フリーター等にならないための教育指導として今後、特に必要な対応

回答校数	スクールカウンセリングなど専門家確保	個別個人指導のための教員の確保	家庭訪問指導のための教員の確保	インターンシップ	e-learning の活用	キャリアカウンセリングの推進	保護者への対応	職業支援	その他
118	26	38	13	39	8	46	16	11	9
	22.0%	32.2%	11.0%	33.1%	6.8%	39.0%	13.6%	9.3%	7.6%

※複数回答可

*今後の保護者への対応の主な具体例

- ・保護者の意識改革（子ども任せにしない）
- ・生徒の能力と適正についてより具体的に正確に理解してもらう必要がある
- ・必要に応じカウンセリング専門の先生の紹介

*今後の職業支援への主な具体例

- ・企業が求めている人材の具体的例を指導できる人の確保
- ・在籍中にアルバイト等を通して職業意識を身に付けさせる
- ・職場開拓・インターンシップ実施企業の開拓

*今後のその他の主な具体例

- ・発達障がいやボーダーの生徒のコミュニケーション能力のレベルアップが急務

- ・専門的知識を持った職員の複数配置
- ・働くこと、生きることの基礎学習の充実

問 4. 過去 3 年間に在籍した不登校・高校中退・既卒生徒卒業生の進路

不登校・中退等の卒業生数			平成 23 年度			平成 22 年度			平成 21 年度		
23 年	22 年	21 年	就職	進学	その他	就職	進学	その他	就職	進学	その他
1,238	1,130	1,102	395	616	211	356	559	191	327	555	189
合計 3,470 人			31.9%	49.8%	17.0%	31.5%	49.5%	16.9%	29.7%	50.4%	17.2%

Ⅱ. 経済的困窮者・家庭環境

問 1. 在籍する次に該当する生徒数 ①生活保護世帯、②市町村民税所得割非課税世帯、③家計急変世帯

①生活保護世帯	②市町村民税所得割非課税世帯	③家計急変世帯
1,867	2,617	57
10.0%	14.1%	0.3%

経済的困窮者等計 24.4%

<参考：大阪府 20 校・生徒数 3,821 人（生活保護最大受入校 364 人、生徒数の 57.5%）>

①生活保護世帯	②市町村民税所得割非課税世帯	③家計急変世帯	母子・父子の一人親	両親のいない
967	665	7	1,419	25
25.3%	17.4%	0.2%	37.1%	0.7%

同上計 42.9%

家庭環境計 37.8%

問 2. 生徒の家庭の状況

母子・父子の一人親の生徒	両親のいない生徒
4,722	111
25.4%	0.6%

家庭環境計 25.9%

問 3. 貴校に家計急変世帯への対応の規定はありますか

ある	ない
2 校 (1.7%)	110 校 (93.2%)

Ⅲ. 発達障がい等のある生徒

問 1. 発達障がいのある生徒数

学校全体の生徒数			平成 24 年度入学者数		
生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
16,717	1,020	907	6,546	357	371
	6.1%	5.4%		5.5%	5.7%
受入校数	50	54		42	46
受入校比率	42.4%	45.8%		35.6%	39.0%

生徒数比率計 11.5%

入学者数比率計 11.1%

*発達障がいのある生徒最大受入校：133 人、生徒数の 65.8%（東京都）

<参考：発達障がいのある生徒数：衛生・医療分野 40 校>

生徒数	発達障がい生徒	支援・特別措置	入学者数	発達障がい生徒	支援・特別措置
3,353	35 (1.0%)	35 (1.0%)	1,534	17 (1.1%)	16 (1.0%)

同上計 2.1%

同上計 2.2%

<参考：発達障がいのある生徒数：衛生・医療分野を除く 78 校>

生徒数	発達障がい生徒	支援・特別措置	入学者数	発達障がい生徒	支援・特別措置
13,364	985 (7.4%)	872 (6.5%)	5,012	340 (6.8%)	355 (7.1%)

同上計 13.9%

同上計 13.9%

問 2. 発達障がいのある生徒の内訳、支援・特別措置生徒の内訳

発達障がいのある生徒							
LD (学習障がい)		ADHD (注意欠陥多動性障がい)		自閉症 (知的障がい、高機能、アスペルガー等)		発達障がいの重複	
該当生徒数	入学者数	該当生徒数	入学者数	該当生徒数	入学者数	該当生徒数	入学者数
133	59	109	37	593	203	83	30
13.0%	16.5%	10.7%	10.4%	58.1%	56.9%	8.1%	8.4%
支援・特別措置生徒数							
LD (学習障がい)		ADHD (注意欠陥多動性障がい)		自閉症 (知的障がい、高機能、アスペルガー等)		区分不明	
該当生徒数	入学者数	該当生徒数	入学者数	該当生徒数	入学者数	該当生徒数	入学者数
303	131	143	58	312	124	109	47
33.4%	35.3%	15.8%	15.6%	34.4%	33.4%	12.0%	12.7%

問 3. 発達障がいへの理解が最も必要だと思われる事項 (3つまで)

回答校数	発達障がいのある生徒の自己理解	教職員の発達障がいのある生徒への理解	発達障がいのある生徒の保護者の理解	就職先の企業等の発達障がいのある生徒への理解	発達障がいのない生徒及びその保護者の発達障がいのある生徒への理解
118	46	70	61	33	52
	39.0%	59.3%	51.7%	28.0%	44.1%

問 4. 発達障がいのある生徒への支援体制として次の事項がある場合

回答校数	生徒が発達障がいかどうかの把握	教職員の配置と人員による支援体制の確立	行政からの支援としての研修機会の実施	行政からの運営費の補助	発達障がいセンター等の外部の支援機関や支援団体等との連携	その他
118	54	24	17	7	24	6
	45.8%	20.3%	14.4%	5.9%	20.3%	5.1%

*その他の主な具体例

- ・本校入学以前の担任もしくは担当者と情報の共有を図っている
- ・職業訓練生としての委託訓練受け入れ

問 5. 発達障がいのある生徒に対する授業支援以外で行っている学校内の具体的な支援

回答校数	学習指導	進路・就職指導	社会的スキル指導	生活指導	発達障がい支援センター等との連携による相談・援助	公共職業安定所との連携	出身校との連携による相談・援助	保護者との連携による相談・援助	専門家の心理療法としてのカウンセリング	その他
118	48	40	33	6	14	27	30	61	19	1
	40.7%	33.9%	28.0%	5.1%	11.9%	22.9%	25.4%	51.7%	16.1%	0.8%

6. 平成 23 年度卒業した発達障がいのある生徒及び支援・特別措置生徒の進路

発達障がいのある生徒																							
LD				ADHD				自閉症				発達障がいの重複											
卒業	進学	就職	その他	卒業	進学	就職	その他	卒業	進学	就職	その他	卒業	進学	就職	その他								
36	16	7	5	12	5	2	4	197	58	74	14	10	5	3	2								
44%		19%		14%		42%		17%		33%		29%		38%		7%		50%		30%		20%	
支援・特別措置生徒																							
LD				ADHD				自閉症				区分不明											
卒業	進学	就職	その他	卒業	進学	就職	その他	卒業	進学	就職	その他	卒業	進学	就職	その他								
40	15	20	4	24	13	9	2	93	48	30	7	20	10	4	3								
38%		50%		10%		54%		38%		8%		52%		32%		8%		50%		20%		15%	

*その他の主な具体例

- ・神奈川障がい者職業能力開発校。神奈川能力開発センター。障がいセンターにて研修後、就職斡旋してもらう予定。施設（自立支援、作業所）。

問 7. 発達障がい以外の障がいのある生徒について

	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語障がい	病弱・虚弱 (診断書有)	重複	その他(診断書有)
	41	14	17	22	4	41
受入れ学校数	18	13	12	7	3	18

*最大受入数：肢体不自由 8 人、視覚障がい 2 人、聴覚・言語障がい 3 人、病弱・虚弱 6 人、重複 2 人、その他 9 人

<参考>

○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について

- ・ 現在、高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況に関する全国的なデータはないが、いくつかの自治体では調査が行われている。例えば、チェックシート等を用いて実施した調査では、長野県（平成20年8月：全県立高校）で1.37%、徳島県（平成18年9月：8市4町の一部）で2.6%、大分県（平成20年11月：全高等学校）で1.0%の在籍率という結果となっている。
- ・ 小・中学校については、平成14年度の文部科学省の全国調査によれば、約6%程度の割合で通常の学級に発達障がいのある児童生徒が在籍している可能性が示されている。
- ・ この調査に準じた方法で実態調査を実施した中学校について、在籍する発達障がい等困難のある生徒の一部の学校卒業後の進路状況（平成21年3月時点）を文部科学省において分析・推計した。その結果、調査対象の中学校3年生全体のうち、発達障がい等困難のあるとされた生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしているとのデータが得られた。これらの高等学校に進学する**発達障がい等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%**であった。
- ・ 課程別では、全日制課程の推計在籍率1.8%に比べ、定時制課程14.1%、通信制課程15.7%と相対的に高い比率となっている。また、学科別にみると、普通科が2.0%、専門学科が2.6%、総合学科が3.6%となっている。
- ・ このように、中学校において発達障がい等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。

「高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告」より抜粋（平成21年8月27日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ）

○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果

平成 24 年 12 月 5 日、文部科学省は「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を発表。調査は、平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒（標本児童生徒数は、小学校：35,892 人、中学校 17,990 人の合計 53,882 人）。調査結果は、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は 6.5%（小学校 7.7%、中学校 4.0%）という推定値となっており、平成 14 年調査（調査は 5 地域）とは調査の性格が異なることから、単純な比較はできないが、前回調査では 6.3%であった。

○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の「平成 23 年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障がいのある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書」（平成 24 年 2 月）によると、平成 23 年 5 月 1 日現在、全国の大学、短期大学、高等専門学校における発達障がい学生（障がい学生とは：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）と定義）1,453 人であり、全学生数 323 万 5,575 人の 0.04%であった。
- ・ 同調査によると、「視覚障がい」681 人、「聴覚・言語障がい」1,556 人、「肢体不自由」2,491 人、「病弱・虚弱」2,047 人、「重複」170 人、「発達障がい」1,453 人、「その他」1,838 人で合計 10,236 人（前年度 8,810 人）。障がい学生在籍率は 0.32%（同 0.27%）であった。

高等専修学校
理事長・学校長殿

全国高等専修学校協会 会長 清水 信一 制度改善研究委員会 委員長 大岡 豊	公 印 省 略
---	------------------

緊急調査

平成24年度「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」についてのご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会の事業に格別のご理解を賜りますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年「専修学校振興のための財政措置の在り方に関する調査研究協力者会議」の論点整理では、高等専修学校への公費投入の正当化が明確になりました。そして、就学支援金制度は、制度開始当初より私立高等学校同様にその対象となり、高等専修学校として最高の喜びとなりました。

しかし、高等専修学校の1条校化の願いは、残念ながら叶わないものとなりました。今後、我々は公的教育機関としてやるべき事（情報公開等）をやり、しっかり要望を言葉にして、更なる振興を推進しなければなりません。

行政に対していろいろなお願い事をするためには、しっかりとした準備、理論武装が必要となります。

その為に、今、高等専修学校が、如何に様々な個性のある生徒の教育に携わり、職業教育によってどのように自立をさせているのか、また、日々の教育を推進するために、どんな困難に立ち向かっているのか、全国的な実態把握をすることが急務となります。

しかし、回収率が5割程度では、行政は何も動いてくれません。会員校全ての回答、実態把握が必要なのです。今回の調査では、最低でも8割の回収率を目標としています。

どうか、今回の調査の意味合いをご理解頂き、時間的に厳しい状況ではありますが、間に合えば、次年度の予算要望の資料と考えています。万が一、間に合わなくても、必ず再来年度につながるものであると確信しています。

高等専修学校で学ぶ生徒の為に、高等専修学校で教鞭をとる先生方の為に、会員校全ての回答を是非とも宜しくお願い致します。

【調査提出】

平成24年7月27日（金）までに必着で、本会までFAXをお願いいたします。

* 本調査に関するお問い合わせ先

【担当】全国高等専修学校協会 柴田 e-mail:shibata@sgec.or.jp

TEL : 03-3230-4814 **FAX : 03-3230-2688**

平成 24 年度 高等専修学校における教育支援に関する実態調査

都道府県名 () 貴校名 ()
 専門分野 (工業・農業・医療・衛生・教育福祉・商業実務・服飾家政・文化教養) (複数回答可)
 記載者ご芳名：メールアドレス () :

I. 不登校生徒

問 1. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数ならびに高校中退・既卒の生徒数も含め、お答えください。

- ※ 不登校生徒・・・中学校時代不登校を経験していた生徒。また、不登校とは学校基本調査にある年間30日以上欠席のあること。
- ※ 既卒の生徒・・・中学校を卒業して就職または上級校に進まなかった生徒。
- ※ 在籍数に関しては、平成24年5月1日現在の数でご回答ください。

	在籍数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒
全学年	人	人	人
第1学年	人	人	人
第2学年	人	人	人
第3学年	人	人	人

問 2. 貴校において主として高等専修学校を担当している教員数と職員数を記入してください。

専任教員数	人	兼任教員数	人	職員数	人
-------	---	-------	---	-----	---

問 3. フリーター、ニートにならない為の教育・指導として、現在どのような対応をされているのか、次の中から該当するものすべてを選び「1」を記入してください。(複数回答可)

スクールカウンセリング	個別個人指導	家庭訪問指導
インターンシップ(職場体験)	e-learningの活用(遠隔教育)	キャリアカウンセリング
保護者への対応：具体的に		
職業支援：具体的に		
その他：具体的に		

問 3-2. フリーター、ニートにならない為の教育・指導として、十分でない、今後、特に必要であると感じている対応を、次の中から該当するものすべてを選び「1」を記入してください(複数回答可)。

スクールカウンセリングなど専門家の確保	個別個人指導を行うための教員の確保	家庭訪問指導を行うための教員の確保
インターンシップ(職場体験)	e-learningの活用(遠隔教育)	キャリアカウンセリングの推進
保護者への対応：具体的に		
職業支援：具体的に		
その他：具体的に		

問 4. 過去3年間で貴校に在籍した不登校生徒ならびに高校中退・既卒の卒業生の進路についてお答えください。

- ※ その他・・・未決定者を含む。

	不登校・高校中退・既卒の卒業生数	就職者数	進学者数	その他
平成23年度卒業	人	人	人	人
平成22年度卒業	人	人	人	人
平成21年度卒業	人	人	人	人

II. 経済的困窮者・家庭環境

問1. 平成24年5月1日現在で在籍する生徒のうち、次に該当する生徒数をご記入ください。

①生活保護世帯等：生活保護・市町村民税非課税に相当する世帯（年収250万円未満程度）の生徒数

②市町村民税所得割非課税世帯等：①に準じる世帯（市町村民税所得割非課税・所得税納付免除、年収250万～350万未満程度）の生徒数

③家計急変世帯等：その他、倒産、失職などによる家計急変世帯

	①生活保護世帯等	②市町村民税所得割非課税世帯等	③家計急変世帯等
生徒数	人	人	人

問2. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

母子・父子の一人親の生徒	人	両親のいない生徒	人
--------------	---	----------	---

問3. 貴校に家計急変世帯への対応の規定がありますか、どちらかに○をお付けください。

・ある ・ない ※ある場合は1部お送りください。

III. 発達障がい等のある生徒（発達障がい等のある生徒の在籍の有無に関わらずご回答ください）

問1. 発達障がいのある生徒数

※ 発達障がいのある生徒・・・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒

※ 支援・特別措置生徒・・・発達障がいがあるとの診断書はないが発達障がいではないかと思われ、何らかの支援（教育上の配慮等）を行っている生徒

学校全体の生徒数			平成24年度入学者数		
生徒数（＝問1全年齢在籍数）	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
人	人	人	人	人	人

問2. 発達障がいのある生徒の内訳、支援・特別措置生徒の内訳を記入してください。

	障がい種別	該当生徒数	24年度入学者数
発達障がいのある生徒	LD（学習障がい）	人	人
	ADHD（注意欠陥多動性障がい）	人	人
	自閉症（知的障がい、高機能、アスペルガー等）	人	人
	発達障がいの重複	人	人
支援・特別措置生徒	LD（学習障がい）	人	人
	ADHD（注意欠陥多動性障がい）	人	人
	自閉症（知的障がい、高機能、アスペルガー等）	人	人
	区分不明	人	人

問3. 発達障がいのある生徒への支援は、高等専修学校にとっても喫緊の課題の一つと思われます。発達障がいへの理解が最も必要だと思われる事項3つまでに「1」を記入してください。

	発達障がいのある生徒の自己理解		教職員の発達障がいのある生徒への理解
	発達障がいのある生徒の保護者の理解		就職先の企業等の発達障がいのある生徒への理解
	発達障がいのない生徒及びその保護者の発達障がいのある生徒への理解		

問4. 貴校において発達障がいのある生徒への支援体制として、次の事項がある場合には「1」を記入してください。

生徒が発達障がいかどうかの把握
教職員の配置と人員による支援体制の確立
行政からの支援として研修機会の実施（保護者対象、教職員対象）
行政からの運営費の補助
発達障がい支援センター等の外部の支援機関や民間の支援団体・組織との連携
その他：具体的に

問5. 発達障がいのある生徒等に対して学校内で行っている具体的な支援のうち、授業支援以外で行っている支援の欄に「1」を記入してください。カウンセリングの中で行っている場合も含まれます。

学習指導（履修方法、学習方法等）
進路・就職指導（補習、採用試験対策等）
社会的スキル指導（対人関係、自己管理等）
生活指導（食事、洗濯等）
発達障がい支援センター等との連携による相談・援助
公共職業安定所との連携
出身校との連携による相談・援助
保護者との連携による相談・援助
専門家（臨床心理士等）による心理療法としてのカウンセリング
その他：具体的に

問6. 平成 23 年度卒業生（卒業した発達障がいのある生徒数及び支援・特別措置生徒数ならびに進路）→平成 23 年度に発達障がいのある生徒、支援・特別措置生徒が在籍していた場合、ご回答ください

発達障がいのある生徒	障がい種別	卒業生徒数	進学者数	就職者数	その他（具体的に）
	LD	人	人	人	
	ADHD	人	人	人	
	自閉症（知的障がい、高機能、アスペルガー等）	人	人	人	
	発達障害の重複	人	人	人	
支援・特別措置生徒	LD	人	人	人	
	ADHD	人	人	人	
	自閉症（知的障がい、高機能、アスペルガー等）	人	人	人	
	区分不明	人	人	人	

問7. 発達障がい以外の障がい（肢体不自由等）のある生徒について→平成 24 年度、該当する障がいのある生徒が在籍している場合にご回答ください

障がい種別	障がいのある生徒数
肢体不自由	人
視覚障がい	人
聴覚・言語障がい	人
病弱・虚弱（診断書有）	人
重複	人
その他（診断書有）	人

ご協力ありがとうございます。7月27日までに 返却用 FAX 03-3230-2688 へご送付ください。

第2章 1. 「高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケート調査」概要

I. 自己評価

- 高等専修学校で自己評価を実施、かつ公表している学校は 38.6%、実施しているが公表していない学校は 23.8%（実施している学校は合計 62.4%）、実施していない学校は 31.7%を占めている。
- 自己評価を実施している学校が、設定している評価項目は、「目標及び計画」96.8%、「学校の概要」と「様々な教育活動」93.7%、「生徒指導・生活指導」と「入学者選抜、生徒納付金・就学支援」85.7%。重点的に取り組むことが必要な項目は「目標及び計画」、「生徒指導・生活指導」、「各学科等の教育」、「キャリア教育」、「様々な教育活動」の順。自己評価の結果は学校改善に「大いに役立った」「ある程度役に立った」合計で 81.0%。自己評価の成果として「次年度の学校改善の取組みの参考となった」と「改善点が明確になった」63.5%、「全職員の課題に対する共通理解が推進された」60.3%。
- 自己評価を実施していない学校は、その理由として「要員が確保できない」53.1%、「実施方法が分からない」と「必要性を感じない」28.1%。実施するために必要なことは「協会が定める『高等専修学校版：学校評価ガイド（マニュアル）』の作成」75.0%、「文科省が定める専修学校評価ガイドラインの作成」62.5%。

II. 学校関係者評価

- 高等専修学校で学校関係者評価を実施、かつ公表している学校は 16.8%、実施しているが公表していない学校は 8.9%（実施している学校は合計 25.7%）、実施していない学校は 71.3%。

III. 第三者評価

- 高等専修学校で第三者評価を実施、かつ公表している学校は 5.0%、実施しているが公表していない学校は 1.0%（実施している学校は 6.0%）、実施していない学校は 87.1%。

IV. 教育活動情報の公開

- Web サイト等により提供している項目の上位は、「学校の概要」90.1%、「各学科等の教育」82.2%、「入学者選抜、生徒納付金・就学支援」73.3%。入学案内・説明会において提供している項目では、「入学者選抜、生徒納付金・就学支援」83.2%、「各学科等の教育」81.2%、「学校の概要」79.2%の順番。
- 「学校の財務」、「学校評価」の項目は、Web サイト（財務 12.9%、評価 21.8%）や説明会等（財務 1.0%、評価 3.0%）において情報を提供している割合は低く、求めに応じて提供している割合（財務 55.4%、評価 39.6%）を今後、更に高める必要がある。

2. 「高等専修学校の学校評価等及び情報公開の啓発に関する アンケート調査」集計結果まとめ

○調査期間：平成 24 年 11 月 20 日～12 月 10 日

○調査対象：全国高等専修学校協会会員校 200 校に調査票を郵送。101 校から回答（回収率 50.5%）。

I. 自己評価

問 1. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

		学校数	比率
ア	実施し、かつ、公表している（一部または全部）	39	38.6%
イ	実施しているが、公表していない	24	23.8%
ウ	実施していない	32	31.7%
エ	その他	6	5.9%

その他の回答例：現在、評価項目及び評価方法について検討中。

問 2. 平成 23 年 3 月に文部科学省が「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の策定について（通知）が出されました。ご存知でしたか。

ア	知っていた	80	79.2%
イ	知らなかった	17	16.8%

※問 3～問 7 に関しては、問 1 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 3. 「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、自己評価の項目として設定している区分を次の中から該当するもの全てを選んでください（複数選択可）

①	学校の概要	59	93.7%
②	目標及び計画	61	96.8%
③	各学科（コース）等の教育	52	82.5%
④	生徒指導・生活指導	54	85.7%
⑤	キャリア教育等	45	71.4%
⑥	様々な教育活動	59	93.7%
⑦	教職員	44	69.8%
⑧	入学者選抜、生徒納付金・就学支援	54	85.7%
⑨	学校の財務	40	63.5%
⑩	学校評価	36	57.1%
⑪	その他	19	30.2%

問 4. 貴校が実施している自己評価の項目として、重点的に取り組むことが必要な上位 5 つの項目についてご記入ください。

		得点	比率
①	学校の概要	84	9.3%
②	目標及び計画	172	19.0%
③	各学科（コース）等の教育	140	15.5%
④	生徒指導・生活指導	165	18.3%
⑤	キャリア教育等	103	11.4%
⑥	様々な教育活動	98	10.8%
⑦	教職員	52	5.8%
⑧	入学者選抜、生徒納付金・就学支援	43	4.8%
⑨	学校の財務	13	1.4%
⑩	学校評価	27	3.0%
⑪	その他	7	0.8%
得点計		904	100%

※得点：第 1 位=5、以下 2 位=4、3 位=3、4 位=2、5 位=1、として加算した

問 5. 貴校が自己評価の項目として、上記のガイドラインでは不足していると感じる項目ならびに理由・視点などをご記入ください

全体の回答数は 12 件であった。主な回答例は、

- ・軽度発達障がいの子供を受け入れていること。養護学校と高校の狭間の生徒を入学させ教育していること。
- ・生徒・保護者への、学校に対するアンケート調査。
- ・「法令等の遵守」を設け適用しているか明確にすべき。
- ・緊急時、災害時の危機管理について。
- ・学校の管理・運営に関する項目が不足していると感じる。

問 6. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか（一つだけ選択）

ア	大いに役立った	8	12.7%
イ	ある程度役に立った	43	68.3%
ウ	あまり役に立たなかった	2	3.2%
エ	全く役に立たなかった	0	0%
オ	現状では判断できない（どちらともいえない）	11	17.5%

問 7. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）

ア	次年度の学校改善の取組みの参考となった	40	63.5%
---	---------------------	----	-------

イ	全教職員の課題に対する共通理解が推進された	38	60.3%
ウ	改善点が明確になった	40	63.5%
エ	教職員の改善への意識が喚起された	32	50.8%
オ	生徒・保護者の意識が把握できた	16	25.4%
カ	保護者との連携が促進された	8	12.7%
キ	地域との連携が促進された	4	6.3%
ク	生徒の学力の向上につながった	2	3.2%
ケ	生徒の意識が変化した	3	4.8%
コ	その他	0	0%

※問8～問9は、問1でウを選んだ場合のみお答えください

問8. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

ア	実施方法が分からない	9	28.1%
イ	要員が確保できない	17	53.1%
ウ	時間がない	7	21.9%
エ	必要性を感じない	9	28.1%
オ	その他	6	18.8%

その他の回答例：常に経営計画・事業計画の上で評価している。

・現在授業アンケートの実施、集計作業を実施している段階。

問9. 貴校として、自己評価を実施・公表するためには何が必要だと感じていますか。次の中から該当するものを選んでください（複数回答可）

ア	文部科学省が定める専修学校における学校評価ガイドラインの作成	20	62.5%
イ	協会が定める「高等専修学校版：学校評価ガイド（マニュアル）」の作成	24	75.0%
ウ	行政からの補助金等減額などのペナルティ	1	3.1%
エ	その他	2	6.3%

その他の回答例：学校規模や学校の形態別に沿うマニュアルとして欲しい。

Ⅱ. 学校関係者評価

問10. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

ア	実施し、かつ、公表している（一部または全部）	17	16.8%
イ	実施しているが、公表していない	9	8.9%
ウ	実施していない	72	71.3%
エ	その他	2	2.0%

その他の回答例：自己評価を現在検討していることから、学校関係者評価については次の段階だと考えている。

- ・就職先企業や関係業者等から卒業生、学生、本校に対する情報交換を実施しているため。

※問 10 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 11. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください（複数選択 かつ 人数を記入）

		延べ人数
ア	PTA 等の役員	76 人
イ	地域住民（保護者を除く）	5 人
ウ	関係団体・機関の構成員	30 人
エ	保護者（PTA 等の役員を除く）	1, 253 人
オ	学識経験者	27 人
カ	他校の教職員	2 人
キ	地域企業、関連企業	20 人
ク	その他	2 人

※問 10 でウを選んだ場合に回答してください

問 12. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

ア	実施方法が分からない	16	22. 2%
イ	要員が確保できない	27	37. 5%
ウ	時間がない	19	26. 4%
エ	適当な学校関係者が確保できない	23	31. 9%
オ	必要性を感じない	13	18. 1%
カ	その他	7	9. 7%

その他の回答例：実施に向けて準備中。

Ⅲ. 第三者評価

問 13. 第三者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

ア	実施し、かつ、公表している（一部または全部）	5	5. 0%
イ	実施しているが、公表していない	1	1. 0%
ウ	実施していない	88	87. 1%

問 14. 貴校では、第三者評価について、どのようにお考えですか。

全体の回答数は 75 件であった。その内、

1. 今後の課題として前向きに捉えているという回答は、35 件（46. 7%）であり、主な回

答例として、

- ・有識者による第三者評価は大変有意義なもので、学校運営の改善・向上に役立つと思います。ですが、第三者評価を行うための労力・時間・費用が足りていないのが現状です。
 - ・学校に関係のない第三者による評価は、参考意見になるので必要だと思う。しかし第三者の選定が難しい。
 - ・専修学校の今後の社会的役割と質の向上を鑑み、近い将来、第三者評価に取り組んでいくべきと考えております
2. 時期尚早又は必要性がないという回答は、29件(38.7%)であり、主な回答例として、
- ・学校の内容・実情を知らない第三者の評価は、必ずしも適正な評価が得られるか疑問に思う。
 - ・第三者の価値観により評価が偏るおそれがあると考えられるため、現段階では時期尚早だと思います。
 - ・自己評価、学校関係者評価が十分でない現状において、第三者評価について考えるのは、早すぎると考えます。
3. 検討中又は分からないという回答は、11件(14.7%)であった。

IV. 教育活動情報の公開

問 15. 高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの各項目について情報提供を行っているかどうか、

- A. Webサイト等により提供している B. 入学案内・説明会において提供している C. 求めに応じて提供している

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について記入してください(複数選択可)。

項 目	A	B	C
①学校の概要(校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など)	91 90.1%	80 79.2%	44 43.6%
②目標及び計画(教育目標、経営方針、教育指導計画など)	73 72.3%	70 69.3%	44 43.6%
③各学科(コース)等の教育(定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など)	83 82.2%	82 81.2%	44 43.6%
④生徒指導・生活指導(方針・基準、取組状況)	42 41.6%	73 72.3%	45 44.6%
⑤キャリア教育等(キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況)	50 49.5%	71 70.3%	48 47.5%
⑥様々な教育活動(学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など)	66 65.3%	66 65.3%	45 44.6%
⑦教職員(教職員数・教職員の組織・活動)	23	33	60

	22.8%	32.7%	59.4%
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援（入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など）	74 73.3%	84 83.2%	46 45.5%
⑨学校の財務（貸借対照表・収支計算書など）	13 12.9%	1 1.0%	56 55.4%
⑩学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など）	22 21.8%	3 3.0%	40 39.6%
⑪その他（学則、学校運営の状況に関するその他の情報など）	8 7.9%	15 14.9%	62 61.4%

問 16. 他の調査で高等専修学校では情報公開が進んでいない、⑨学校の財務、⑩学校評価、の項目について、自校で取り組んでいる事例について具体的に記入してください。

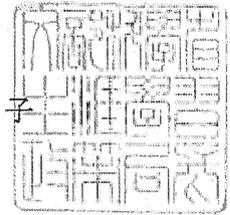
全体の回答数は 47 件であった。主な回答例は、

- ・学校 HP で収支計算書・貸借対照表・財産目録・監査報告書並びに学校自己評価と保護者へのアンケート結果を掲載し情報提供している。
- ・財務関連の書類については、事務室に備え付けており閲覧希望者には随時提供している。
- ・学校発行の「学園だより」で学校の財務状況の概要を掲載し、情報提供している。
- ・開示請求に基づき、項目ごとに情報提供している。
- ・学校の財務については、学園の HP 上に公開、加えて本部で閲覧できるように開示している。学校評価の項目については、私立専門学校等評価研究機構作成の「専門学校等評価基準書」を基盤に作成している。
- ・財務状況については総務部において、自己評価については学校の教務部において開示（閲覧）用ファイルとして整備し、求めに応じて情報提供している。
- ・法人全体の財務状況（資金収支計算書、貸借対照表、財産目録）、学校評価（自己点検・自己評価、学校関係者評価）を学校ホームページで情報提供している。
- ・学校法人校であるため、私学であっても公の意識を持ち、求めに応じて提供できるように厳正に処理し、しっかりと管理している。
- ・財務情報については、学内の掲示板に公開し情報提供している。
- ・学校 HP 及び学内掲示で公表している。保護者へは送付し、情報提供している。
- ・法人としての財務は、保護者の方からの申し出があれば、情報提供しています。

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長

板 東 久 美 子



(印影印刷)

「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の
策定について（通知）

専修学校における教育活動その他の学校運営の状況に関する情報については、平成19年に改正された学校教育法の規定により、保護者、地域住民等の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携・協力の推進に資するよう、専修学校が、情報の積極的な提供を行うものとされています。

また、専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）については、平成22年度から施行された高等学校等就学支援金制度の対象ともなり、その活動状況等に関しては、従来にも増して、社会一般に対する説明責任を強く求められるようになっていきます。

このような中、平成23年1月の中央教育審議会答申（「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」）でも、高等専修学校が、高等学校と並び、多様な教育の選択肢を提供するもう一つの後期中等教育機関としての役割を果たしていく上で、学習者の学習機会選択等に役立つ情報を積極的に公開していくこと等の重要性が指摘されており、特に、法令で求められている情報の積極的な提供等への取組については、その目安となるガイドラインを示すよう提言されました。

文部科学省では、これらの状況を踏まえつつ、専修学校教育の振興方策等に関する調査研究（平成21年11月11日生涯学習政策局長決定）において、専修学校教育の質向上と理解増進に向けた課題の一つとして、情報提供等への取組の在り方について検討を行ってきましたが、このたび、その検討の成果等を踏まえ、「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」を別紙のとおり策定しました。

このガイドラインは、各高等専修学校における情報提供等の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すものであり、取組に当たっての視点や、提供する情報の項目例、情報提供の方法等に関する指針などを取りまとめています。各高等専修学校では、今後、それぞれの学校の実情に応じ、適宜、本ガイドラインに示された趣旨・内容を取り入れることにより、これまで進めてきた情報提供等の取組を、さらに充実させていくことが期待されます。

については、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等専修学校に対し、このことについて周知・指導するとともに、各高等専修学校における情報の積極的な提供等の促進に向け、より一層のお取組をいただきますようお願いします。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
FAX 03-6734-3715
E-Mail syosensy@mext.go.jp

高等専修学校における情報提供等への取組に関する ガイドライン

1. 趣 旨

- 専修学校は、学校教育法に基づき、当該専修学校に関する関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携・協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされている。
- とりわけ、専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）は、実践的な職業教育・専門技術教育における成果に加え、不登校・中途退学経験者など困難な課題のある生徒の自立支援等にも積極的に対応しており、中学校卒業後の生徒に多様な教育の選択肢を与え、我が国後期中等教育における重要な役割を果たしている。このような高等専修学校の役割に対する正しい理解を促進し、学習者の適切な学習機会選択に資するためにも、その教育活動等の状況については、広く周知を図ることが重要である。
- 同時に、高等専修学校は、その生徒が高等学校等就学支援金の支給対象となるなど、高等学校等と共に並ぶ後期中等教育機関として、これからの社会を担う人材の育成を託されており、その教育の質の確保・向上に努めるとともに、社会に対する説明責任を果たしていくことが求められる。
- 以上を踏まえ、高等専修学校の学校運営の状況に関する情報の積極的提供等について、各学校における取組の充実に資するよう、次のとおり、その取組の目安となる事項を示す。

2. 情報提供等への取組に当たっての視点（期待される効果等）

- 高等専修学校が、様々な関係者等の理解と協力を得ながら学校運営を進めていく上では、それら関係者等が、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど学校全体の状況を把握できるようにすることが重要となる。そのためには、各学校の基礎的情報を含めた必要な情報が、当該学校自身から関係者等にわかりやすい形で、自発的・積極的に示されることが必要である。
- 情報の積極的提供等は、次に掲げるように、学校にとって多くの利点をもたらすとともに、学校が社会に対する責任を果たしていく上でも不可欠の要素である。高等専修学校においては、これらの視点を踏まえながら、各学校の実情に応じた取組の充実に図っていくことが求められる。

【取組の視点】

- ① 自校の教育目標や教育活動の計画、実績等について、生徒やその保護者に対し、必要な情報を提供して十分な説明を行うことにより、学校の指導方針や課題への対応方策等に関し、教職員・生徒間、学校・家庭間の共通理解が深まり、教育活動の活性化や学校運営の円滑化につながる。

- ② 入学希望者やその保護者に対し、進路選択に当たっての有用な情報を提供するとともに、中学校の進路指導等における適切な情報の活用を可能とすることにより、一人一人の能力・適性にあった望ましい進路の実現に資する。
- ③ キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、企業等関係者に情報提供することで、相互の対話が促され、インターンシップ、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながる。
- ④ 学校の特色や、取り組みたいと考えている事柄を地域住民に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に示すことにより、当該専修学校の活動等に対する住民の理解が深まり、学校運営に当たっての地域の支援等も得やすくなる。
- ⑤ 高等専修学校の活動の状況やその成果・実績について、広く社会に対してアピールを行うことで、高等専修学校教育の意義・役割等に対する社会の理解が増進される。社会一般に向け、学校運営の状況等に関する情報を公表することで、公的な認可を受けた教育機関として、また、公費助成を受ける教育の実施主体としての説明責任を果たす。

3. 情報提供の内容・方法等

- 情報の積極的提供等に当たっては、生徒や保護者、企業等が求める情報の内容を十分把握し、求めに応じた情報を適切に示していくことが望まれる。各高等専修学校においては、以下の項目例や方法等を参考としつつ、対象として想定している者に合わせて情報の内容や提供手段を工夫しながら、わかりやすく、効果的な情報提供を進めていくことが必要である。

(1) 提供する情報の項目例

- 提供が考えられる情報の項目例としては、一般に、以下のようなものが考えられる。これら項目以外の情報も含め、各学校がアピールポイントとしている事項等については、積極的に公表・発信していくことが期待されるとともに、学校が抱える課題・問題等に関する事項についても、適切な情報提供を行っていくことが、家庭・地域や社会との信頼関係を強めることにつながる。

① 学校の概要

- 校長名、所在地、連絡先等
- 学校の沿革・歴史
- 学校の特色
【例】・教育活動・カリキュラム、教職員等
・施設・設備、学習環境

② 目標及び計画

- 学校の教育目標、経営方針
- 教育指導計画
- その他の諸活動に関する計画
【例】・学校安全計画、学校保健計画

③ 各学科（コース）等の教育

※各学科(コース)ごとに

- 定員数、入学者数、在生徒数
- カリキュラム（科目配当表(科目編成・授業時数)、時間割、使用する教材等)
- 進級・卒業の要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）
- 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
- 資格取得、検定試験合格等の実績
- 卒業者数、卒業後の進路（進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先）

④ 生徒指導・生活指導

- 生徒・生活指導の方針・基準
- 生徒・生活指導への取組状況
 - 【例】・生徒・生活指導上の諸問題（中途退学、不登校など）の状況及びそれに対する学校の対処や指導の状況
 - ・心のケアの体制整備等に関する状況

⑤ キャリア教育等

- キャリア教育への取組状況
- 就職支援等への取組状況

⑥ 様々な教育活動

- 学校行事への取組状況
- 部活動、放課後活動、生徒会活動等の状況
- 家庭・地域・企業等との連携による取組、他の学校との連携による取組等の状況

⑦ 教職員

- 教職員数（職名別）
- 教職員の組織・活動
 - 【例】・各教員の担当科目・担当学年、校務分掌組織等
 - ・教職員の研修・研究活動

⑧ 入学者選抜、生徒納付金・就学支援

- 入学者選抜の方針・方法（入学者の受入方針、選抜の方法等）
- 生徒納付金の取扱い（金額、納入時期等）
- 活用できる就学支援措置の内容等（高等学校等就学支援金、授業料減免措置、奨学金等の案内等）

⑨ 学校の財務

【例】・貸借対照表、収支計算書など

⑩ 学校評価

● 自己評価・学校関係者評価の結果

※ 学校教育法施行規則第66条（自己評価の結果の公表義務）・第67条（学校関係者評価の評価結果の公表努力義務）に基づく公表

● 評価結果を踏まえた改善方策

⑪ その他

● 学則

● 学校運営の状況に関するその他の情報

【例】・厚生施設の案内

(2) 情報提供の方法等

- 家庭や地域、企業等の関係者に向けた情報の積極的提供は、学校要覧、学校・学年・学級だより、パンフレット等の作成・配布、保護者会や地域向け説明会等における説明、地域の掲示板や広報誌等の刊行物への掲載などを通じて、日常的に行う必要がある。
- 広く社会一般に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。
- 情報提供等を行うに当たっては、学校運営に関する情報の収集・整理等について、組織としての統一的な方針を示すことや、ICTや情報設備を活用するなど、学校運営の状況に関する情報を活用しやすい校内体制の整備を図っていくことが望ましい。
また、様々な媒体を通じ提供する情報が古いものにならないよう、例えばホームページについては定期的に更新するなど、最新の情報の提供に努めていくことが望まれる。

(3) 留意事項

- 各学校においては、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、適切な情報提供等を進めること。個人データを第三者に公表・提供する場合には、原則として本人の同意が必要であること。
- 情報提供等を行うに当たっては、公正な情報の表示に意を用いること。例えば、資格試験等の合格率や就職率などについては算定方法の根拠を示すことなども考えられること。
- 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況等についての正確な情報を、適時・適切に提供していくことが特に重要であること。

<参照条文>

【学校運営状況に関する情報の提供】

●学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

→ 専修学校へ準用[第133条]

【学校評価・評価結果の公表】

●学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

→ 専修学校へ準用[第133条]

●学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

→ 専修学校へ準用[第189条]

【財務諸表等の公表】

●私立学校法（昭和24年法律第270号）（抄）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

→ 準学校法人へ準用[第64条第5項]

全専各連総発第143号
平成24年11月20日

高等専修学校
理事長・学校長殿

全国高等専修学校協会
会長 清水 信一
制度改善研究委員会
委員長 大岡 豊

公
印
省
略

「高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケート調査」ご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会の事業に格別のご理解を賜りますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省の学校基本調査速報によると、本年度の高等専修学校の生徒数は昨年度より約900人ほど増加し、3万9,698人となりました。少子化の厳しい状況の中で、高等専修学校の生徒数は3年連続で増えています。

また、平成22年4月から、高等学校等就学支援金制度が創設され、高等専修学校の生徒にも高等学校と同様に就学支援金が支給されており、制度として定着してきました。このことは、高等専修学校が高等学校と並び中学校卒業後の進路として、制度的にも改めて確認されたことを意味するとともに、公的教育機関として、情報公開・説明責任を果たすことが、より強く求められるところでもあります。

このような状況の中、本年4月には「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」が設置され、専修学校制度の目的・役割を踏まえた専修学校における学校評価ガイドラインの策定等について協議がなされております。

ご存知のとおり、平成19年の学校教育法改正により、専修学校制度においても自己評価及び結果の公表が義務化されており、財務諸表等の利害関係者への閲覧もすでに義務化されております。平成23年3月には、文部科学省において「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」が策定され、本協会としても情報公開促進に関する研修会を開催いたしました。

しかしながら、平成23年度の文部科学省委託研究事業の調査によれば、高等専修学校で自己評価を実施しかつ公表しているのは17.6%、実施していない割合は43.5%となっています。また、教育活動情報の公表においても、学校の概要、各学科等の教育などは進んでいる一方で、財務状況、学校評価の実施状況に関する情報公開は極めて低い結果となっています。

この現状を改善し、自己評価の実施およびその結果の公表を促進することは、高等専修学校の社会的信頼性の確保とともに、国や地方に対して財政支援等を求めて行くうえでも、喫緊の課題となっております。

本協会としても、高等専修学校における学校評価と情報公開の実施率を高めていくために、改めてその実施状況に関するアンケート調査を行い、実態の把握と好事例等の収集を行うこととなりました。今後の情報の提供、改善策の提案につなげるためにもご協力をお願いする次第です。

学習する生徒たちが安心して学べる教育環境を整備するため、引き続き高等学校との格差是正を図るとともに、高等専修学校が公的教育機関としての役割を果たし、より強固な社会的信用を得られるよう、本アンケート調査への全会員校のご回答を是非ともよろしくお願い申し上げます。

【調査提出】平成24年12月10日（月）までに必着で、本会までFAXをお願いいたします。

※本調査は本協会のHP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/>) からダウンロードできます。

* 本調査に関するお問い合わせ先

【担当】全国高等専修学校協会 柴田 e-mail:shibata@sgec.or.jp

TEL : 03-3230-4814 **FAX : 03-3230-2688**

平成24年度 高等専修学校の学校評価等及び情報公開の啓発に関するアンケート調査

都道府県名 () 貴校名 ()
 分野 (工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養) (複数選択可)
 生徒数 () 人 (生徒数・教職員数は平成24年5月1日現在の数でご回答ください)
 教職員数 専任教員数 () 人 兼任教員数 () 人 職員数 () 人
 記載者ご芳名: E-mail アドレス () :

I. 自己評価

問1. 自己評価を実施・公表していますか (一つだけ選択)

- ア. 実施し、かつ、公表している (一部または全部) イ. 実施しているが、公表していない
 ウ. 実施していない エ. その他 (具体的に)

問2. 平成23年3月に文部科学省が「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の策定について (通知) が出されました。本アンケート調査に同封していますが、ご存知でしたか。

- ア. 知っていた イ. 知らなかった

※問3~問7に関しては、問1でア、イを選択した場合のみ回答してください

問3. 同封した「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、自己評価の項目として設定している区分を次の中から該当するもの全てを選び「1」を記入してください。(複数選択可)

①学校の概要	②目標及び計画	③各学科 (コース) 等の教育
④生徒指導・生活指導	⑤キャリア教育等	⑥様々な教育活動
⑦教職員	⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援	
⑨学校の財務	⑩学校評価	⑪その他

問4. 貴校が実施している自己評価の項目として、重点的に取り組むことが必要な上位5つの項目についてご記入ください

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

問5. 貴校が自己評価の項目として、上記の「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」では不足していると感じる項目ならびに理由・視点などをご記入ください。

問6. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか (一つだけ選択)

- ア. 大いに役立った イ. ある程度役立った ウ. あまり役に立たなかった
 エ. まったく役に立たなかった オ. 現状では判断できない (どちらともいえない)

問 7. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）

- ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった
- イ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された
- ウ. 改善点が明確になった
- エ. 教職員の改善への意識が喚起された
- オ. 生徒・保護者の意識が把握できた
- カ. 保護者との連携が促進された
- キ. 地域との連携が促進された
- ク. 生徒の学力の向上につながった
- ケ. 生徒の意識が変化した
- コ. その他（具体的に）

※問 8～問 9 は、問 1 でウを選んだ場合のみお答えください。

問 8. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からない
- イ. 要員が確保できない
- ウ. 時間がない
- エ. 必要性を感じない
- オ. その他（具体的に）

問 9. 貴校として、自己評価を実施・公表するためには何が必要だと感じていますか。次の中から該当するものを選んでください（複数選択可）

- ア. 文部科学省が定める専修学校における学校評価ガイドラインの作成
- イ. 協会が定める「高等専修学校版：学校評価ガイド（マニュアル）」の作成
- ウ. 行政からの補助金等減額などのペナルティ
- エ. その他（具体的に）

II. 学校関係者評価

問 10. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部）
- イ. 実施しているが、公表していない
- ウ. 実施していない
- エ. その他（具体的に）

※問 10 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 11. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください。（複数選択 かつ 人数を記入）

ア.PTA 等の役員	イ.地域住民（保護者を除く）	ウ.関係団体・機関の構成員
エ.保護者（PTA 等の役員を除く）	オ.学識経験者	カ.他校の教職員
キ.地域企業、関連企業	ク. その他：具体的に	

※問 10 でウを選んだ場合の回答してください。

問 12. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からない
- イ. 要員が確保できない
- ウ. 時間がない
- エ. 適当な学校関係者が確保できない
- オ. 必要性を感じない
- カ. その他（具体的に）

III. 第三者評価

問 13. 第三者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部）
- イ. 実施しているが、公表していない
- ウ. 実施していない

問 14. ご存じのとおり、自己評価とその結果の公表及び財務諸表等の利害関係者への閲覧は義務化されております。また、学校関係者評価とその公表は努力義務とされております。貴校では、法令上の義務付けはない第三者評価について、どのようにお考えですか。

--

IV. 教育活動情報の公開

問 15. 高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの各項目について情報提供を行っているかどうか、

- A. Webサイト等により提供している B. 入学案内・説明会において提供している
C. 求めに応じて提供している

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について下記の表に「1」を記入してください。
(複数選択可)

項 目	A	B	C
①学校の概要（校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など）			
②目標及び計画（教育目標、経営方針、教育指導計画など）			
③各学科（コース）等の教育（定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など）			
④生徒指導・生活指導（方針・基準、取組状況）			
⑤キャリア教育等（キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況）			
⑥様々な教育活動（学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など）			
⑦教職員（教職員数・教職員の組織・活動）			
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援（入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など）			
⑨学校の財務（貸借対照表・収支計算書など）			
⑩学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など）			
⑪その他（学則、学校運営の状況に関するその他の情報など）			

問 16. 他の調査で高等専修学校では情報公開が進んでいない、⑨学校の財務、⑩学校評価、の項目について、自校で取り組んでいる事例について具体的に記入してください。

<p>例) 学校 HP において収支計算書と監査報告書を掲載し、情報提供している。</p>
--

ご協力ありがとうございます。12月10日（月）までに

返却用 F A X 0 3 - 3 2 3 0 - 2 6 8 8 へご送付ください。

※本調査は本協会の HP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/>) からダウンロードできます。

ま と め

制度改善研究委員会
委員長 大岡 豊

○高等専修学校における教育支援に関する実態調査

本調査は、「1. 不登校生徒」、「2. 経済的困窮者・家庭環境」、「3. 発達障がい等のある生徒」の3つの柱からなっている。このうち「不登校生徒」については、平成18年度にも同様の調査を行っている。今回、高等専修学校の生徒で、これまでに不登校を経験した生徒及び高校中退・既卒生徒数は、併せて20.4%となっている。

これらの生徒が、今後フリーター、ニートにならないための教育指導として多くの高等専修学校では「個別個人指導」、「保護者への対応（三者面談など）」、「スクールカウンセリング」、「インターンシップ（職場体験）」などの対応がなされている。このような高等専修学校の教育を受け、不登校等を経験した生徒が卒業後は81%を超えて進学若しくは就職という進路を選択している結果となっている。高等専修学校では、職業教育を中核として、更に個別個人指導や保護者への対応など、それぞれの生徒の状況に応じた、多様な試みを展開していることがうかがえる。

「経済的困窮者・家庭環境」については、平成22年度から導入された高等学校等就学支援金制度に基づき、各学校に加算給付生徒人数を質問した初めての調査である。経済的困窮者である生活保護世帯（年収250万円未満程度）と市町村民税所得割非課税世帯等（年収250万～350万円未満程度）の生徒数が併せて24.4%を占め、大阪府のある学校では、生徒数の57.5%に達するという事例もあった。また、母子・父子・両親のいない生徒も併せて26.0%を占めている。就学支援金制度の効果として、経済的な理由による高等専修学校中途退学者数が大きく減少した、という調査結果も出ている。就学支援金制度及び各都道府県の高等専修学校に対する「授業料軽減等措置」の重要性を再認識するとともに、本協会として、行政に対する財政支援を従来以上に、改めて粘り強く訴えていく必要がある。

「発達障がい等のある生徒」については、これまで個別の学校で受け入れている事例は承知していたが、初めて全会員校へ調査を実施した。高等専修学校の生徒で「発達障がいのある生徒」と何らかの教育上の配慮等を行っている「支援・特別措置生徒」は併せて11.5%在籍しており、平成24年度の入学者数で11.2%となっている。東京都のある学校では、生徒数の65.8%に達するという事例もあった。発達障がいのある生徒等への対応は、現時点では各学校の個別の教育支援となっており、本協会としての対応は今後の課題である。

他の学校種とは、調査方法等が異なるため単純な比較はできないが、高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況については約2.2%という調査結果である。また、公立の小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒の割合は6.5%（小学校7.7%、中学校4.0%）。大学等における発達障がいのある学生の在籍状況については0.04%である。

就学上の様々な困難を抱える子ども・若者たちをはじめ、より多くの者が、高等専修学校による多様で質の高い職業教育を受けられるよう、必要な支援と条件整備を推進しなければならない。

○高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケート調査

本調査は、「1. 自己評価」、「2. 学校関係者評価」、「3. 第三者評価」、「4. 教育活動情報の公開」の4つの柱からなっている。

高等学校等就学支援金制度が平成22年4月に創設され、高等専修学校の生徒にも高等学校と同様に就学支援金が支給されており、制度として定着してきた。このことは、高等専修学校が高等学校と並び中学校卒業後の進路として、制度的にも改めて確認されるとともに、公的教育機関として、情報公開・説明責任を果たすことが、より強く求められている。

昨年4月には「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」が文部科学省に設置され、専修学校制度の目的・役割を踏まえた専修学校における学校評価ガイドラインの策定等について協議がなされている。

本調査の「自己評価」では、高等専修学校で義務化されている自己評価を実施し、かつ公表している学校は38.6%、実施していない学校は31.7%。自己評価の結果は、学校改善に「大いに役に立った」と「ある程度約に立った」が合計で81.0%。自己評価の成果として、「次年度の学校改善の取組みの参考となった」、「改善点が明確になった」、「全職員の課題に対する共通理解が推進された」という前向きな回答が多かった。

「学校関係者評価」では、努力義務である学校関係者評価を実施、かつ公表している学校は16.8%、実施していない学校は71.3%であった。

「第三者評価」では、実施かつ公表している学校は5.0%、実施していない学校は87.1%であり、今後の大きな課題となるであろう。

「教育活動情報の公開」では、「学校の概要」、「各学科（コース）等の教育」、「入学者選抜、生徒納付金・就学支援」などの項目は8割を超える学校で情報公開されているが、「財務状況」と「学校評価」の項目は、残念ながら低い公開結果となっている。公的支援が少なく財政基盤の厳しい学校が多いことも推察され、改めて、公的支援の拡充に向けた取り組みが重要となっている。

本調査の結果に対して、この現状を改善し、学校評価の実施及びその結果の公表を促進することは、高等専修学校の社会的信頼性の確保とともに、国や地方に対して財政支援等を求めて行くうえでも、急務となっている。

学習する生徒たちが安心して学べる教育環境を実現するため、引き続き、高等学校との格差是正を図るとともに、高等専修学校が公的教育機関としての役割を果たし、より強固な社会的信用を得られるよう、本協会及び本委員会が主体的に、高等専修学校振興のための活動を推進したい。

【参考資料】平成24年度 高等専修学校への都道府県の助成状況

県名	運営費補助 @…生徒一人あたり	設備費 補助	生徒へ の助成	授業料 軽減	本会会 員校数	H24高等課程 生徒数	H23高等学校 助成状況
☆北海道	学校法人立指定校・技能連携校 @61,707円 その他学校法人立 @38,994円		○		5	1,303	339,007
青森	学校法人立 (生徒数が収容定員の3分の1以上等) @27,196円 非学校法人立 (生徒数が収容定員の3分の1以上等) @12,299円			○	0	204	316,384
岩手	学校法人立 @35,960円				3	129	327,575
宮城	学校法人立指定校 1校60万円と @31,136円				1	69	310,373
秋田	学校法人立 @34,680円				1	91	320,912
☆山形	学校法人立指定校・技能連携校 @67,246円			○	3	50	342,165
福島	学立以外 @10,530円 学校法人立指定校 @45,000円 その他学校法人立 @22,000円 非学校法人立指定校 @15,000円 その他非学校法人立 @7,300円			○ ○ ○ ○ ○	6	883	344,097
☆茨城	学校法人立 @50,000円			○	1	628	330,323
栃木	学校法人立 専修学校及び各種学校総額 42,836千円				3	514	312,500
☆群馬	学校法人立・財団法人立指定校 @79,070円 学校法人立・財団法人立非指定校 @19,710円				2	262	346,345
埼玉	法人立 @74,060円			○	3	739	270,740
☆千葉	学校法人立 @162,129円		○	○	2	813	318,805
☆東京	学校法人立 @152,700円 非学校法人立 @50,800円 私立専修学校障害児教育事業費補助金(1) @392,000円	○	○	○ ○ ○	33	3,167	369,192
神奈川	学校法人立 @120,933円 非学校法人立 @21,100円			○ ○	7	1,959	287,364
☆新潟	学校法人立 @20,300円		○	○	0	121	340,822
富山	知事特認校加算 350万円 学校法人立 1校 100万円 学生生徒割 (専修学校総額) 470万円	○	○		1	171	333,196
石川	学校法人立指定校・非指定校含む @27,100円	○			0	91	344,940
福井	学校法人立指定校 @45,000円	○		○	2	122	337,475
山梨	学校法人立 (県内生) 1校50万円と @4,000円 学校法人立 (県外生) 1校50万円と @2,000円				0	86	338,560
長野	学校法人立 @46,440円				2	215	309,653
☆岐阜	学校法人立技能連携校 @58,688円 個人立高等課程		○	○	6	853	334,123
☆静岡	学校法人立 @86,920円	○	○		11	1,433	346,205
愛知	学校法人立 @130,200円 非学校法人立 1校978,600円		○	○ ○	24	6,965	303,520
☆三重	学校法人立指定校 1校15万円と @27,870円 学校法人立非指定校 @18,530円 個人立 1校23万円		○	○	1	681	315,223
☆滋賀	学校法人立技能連携校 @80,000円		○		1	91	315,000
京都	学校法人立 (修業年限3年以上) 1校 270万円 @270,000円 学校法人立 (修業年限3年未満) 1校 230万円 @230,000円 複数学科加算分 1学科 55万円 @55,000円	○		○	1	719	337,866
大阪	学校法人立 @273,240円 非学校法人立		○	○ ○	23	4,788	277,924
☆兵庫	学校法人立指定校 @156,000円			○	18	1,642	337,617
奈良	学校法人立 1校 150万円と @34,000円			○	9	503	319,500
和歌山	学校法人立 @30,000円	○			0	99	327,970
鳥取	(専修学校全体) 16校 総額 1,596万6千円 (そのうち、技能教育施設) 3校 総額 8,522万9千円			○	5	254	481,575
☆島根	学校法人立指定校 @98,756円 学校法人立非指定校 @27,160円	○		○ ○	0	141	299,034
岡山	学校法人立	○			3	254	314,932
広島	学校法人立 (3年制) @36,000円			○	5	1,455	339,309
☆山口	学校法人立指定校 @70,000円				1	671	337,500
徳島			○		1	203	327,200
香川					0	205	321,909
愛媛					0	270	308,805
高知	学校法人立 @21,160円			○	2	68	320,805
福岡	学校法人立指定校 @22,500円	○	○		2	2,830	333,975
佐賀	学校法人立 @11,262円				3	764	340,480
長崎	学校法人立 @6,300円				0	491	334,205
熊本	学校法人立指定校 @15,000円				7	879	315,465
大分					0	448	308,805
☆宮崎	学校法人立 @256,156円	○			2	574	311,818
鹿児島	(学校法人立専修学校全体) 総額 3,322万1千円				1	133	318,874
沖縄	学校法人立指定校 @7,000円			○	2	667	318,874

(1) 交付年度5月1日現在障害児が在籍。

(☆印は前年度比単価等が増額した都道府県)

H24会員校数 H24生徒数 全国平均額
203 39,698 327,424

全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会 名簿

全国高等専修学校協会

会 長 清水 信一 東 京 都 武蔵野東技能高等専修学校

制度改善研究委員会

委 員 長 大岡 豊 兵 庫 県 大岡学園高等専修学校

副委員長 小川 明治 愛 知 県 名古屋工学院専門学校

委 員 細谷 祥之 茨 城 県 細谷高等専修学校

委 員 小倉 基宏 群 馬 県 専門学校群馬自動車大学校

委 員 大竹 嘉明 東 京 都 大竹高等専修学校

委 員 渡辺 正司 東 京 都 武蔵野東技能高等専修学校

委 員 對馬 伸二 神奈川県 生蘭高等専修学校

委 員 岩谷 大介 神奈川県 岩谷学園高等専修学校

委 員 小寺 克一 大 阪 府 近畿情報高等専修学校

平成 24 年度
高等専修学校における教育支援に関する実態調査
高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発
に関するアンケート調査
報告書

発行日 平成 25 年 2 月

発行 全国高等専修学校協会
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25
(私学会館別館)

電話 03-3230-4814